

奈良県訓令第五号

各部課室

奈良県統計調査事務取扱規程（平成二十二年三月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第三条から第九条までの規定中「統計課長」を「統計分析課長」に改める。